

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書作成にあたっての留意事項 (手引き)

1. 許可申請書に関する留意事項

(1) (特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書

① 年月日

- ・ 申請の際に記入するため記入しないこと。

② 申請者住所及び氏名

- ・ 登記上の住所、法人名称、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・ 郵便番号、電話番号を記入すること。

③ 事業の範囲

- ・ 中間処理の種類又は最終処分の種類、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を記入すること。
- ・ 「自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物」の有無を明記すること(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類を含む場合)。
- ・ 特別管理産業廃棄物の種類には、含まれる有害物質についても明記すること。
- ・ 一部の事業範囲を廃止して更新許可申請する場合は、産業廃棄物処理業変更届出書(事業範囲の一部廃止)を併せて提出すること。
- ・ 事業の範囲を変更して更新許可申請する場合は、事業範囲の変更許可申請を同時に行うこと。
- ・ 記載欄が不足する場合には別紙とすること。

◎ 記入例：産業廃棄物処分業の場合

(1) 業務の範囲：中間処理(破砕)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

以上 9 種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除き、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物を含む。

◎ 記入例：特別管理産業廃棄物処分業の場合

(1) 業務の範囲：中間処理(焼却)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類：

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはベンゼンを含む廃溶剤に限る。)

廃酸(水素イオン濃度 2.0 以下のもの又はアルキル水銀、鉛又はその化合物若しくは六価クロムを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

以上 3 種類

④ 事務所及び事業場の所在地

- ・ 事務所は全ての事務所を記入し、本支店の別、事務所名称、所在地を記入すること。
- ・ 事業場は、土地の登記簿謄本のとおりに記入すること。
- ・ 移動式施設を排出者の工事現場等のみに設置して事業を行う場合、事業場は「いわき市内一円」と記入し、また、駐機場の所在地を記入すること。

⑤ 申請書に記載する申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記簿謄本及び住民票のとおりに記入すること。

例：「渡邊」を「渡辺」、「～12 番地 3」を「～12-3」等と記入しないこと。

2. 添付書類に関する留意事項

(1) 事業計画の概要を記載した書類

① 事業計画書（申請様式第 1 号）

ア 事業の全体計画について

- ・ 事業の目的を記入し、具体的事業内容として、どこの排出事業所（排出現場）から排出された（特別管理）産業廃棄物を所有の中間処理施設（最終処分場）でどのような処理をする計画であるかを記入すること。

イ 環境保全措置の概要について

- ・ 中間処理施設、保管施設及び最終処分場において講ずる廃棄物の飛散、流出又は悪臭、騒音、振動等の生活環境保全上の対策を具体的に示すこと。

② 産業廃棄物処理業の許可取得状況（申請様式第 2 号）

③ 事務所の位置図及び見取図

- ・ 5,000 分の 1 程度の住宅地図、地形図等に朱書きで事務所事業場の位置を明示すること。

④ 排出事業者の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした書類

- ・ 排出事業所の事業内容及び製造工程図から産業廃棄物の発生状況を明記し、原材料等も明記すること。

⑤ 産業廃棄物の性状を明らかにする書類

- ・ 取り扱う産業廃棄物が、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び特別管理産業廃棄物（廃石綿等、感染性産業廃棄物を除く。）の場合は、性状を明らかにする書類として、分析試験の試験結果成績書（計量証明書）を添付すること。また、燃え殻及びばいじんについては、ダイオキシン類の測定結果等も添付すること。

(2) 環境大臣認定の（特別管理）産業廃棄物処理業に関する講習会（処分課程）の修了証の写し

- ・ 代表者、業務を行う役員（監査役を除く取締役）、政令で定める使用人（支店長や工場長等）の受講修了証であること。
- ・ 修了証は有効期限内のものを添付すること（修了証の交付の日から新規許可講習の場合は 5 年以内、更新許可講習の場合は 2 年以内のものとする）。
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業に係る許可講習会の修了証は、産業廃棄物処分業に係る許可講習会を修了したものとみなすこと。

(3) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- ・ 事業開始に資金等を必要とする場合、必要な資金額とその調達方法を記載すること。資金等を必要としない場合は、その旨を明記すること。
- ・ 借入の場合は、借入証明書、契約書等の写しを添付し、自己資金からの流用とする場合は、金融機関発行の残高証明書等を添付すること。

(4) 直前 3 年の各事業年度における財務諸表等（貸借対照表、損益計算書（販売費、一般管理費及び製造原価の内訳を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書（その 1・納税額等証明用））

- ・ 法人税の未納がある場合は申請の受付をしない。
- ・ 経営改善計画書については、「産業廃棄物処理業等許可申請時における経理的基礎に関する書類の追加について」で定める基準により判断すること。

(5) 法人の事業経歴書

- ・ 事業経歴が記載されているパンフレット等の添付でも代えられること。

(6) 特別管理産業廃棄物処分業の添付書類

- ・ 感性的廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等のみを取り扱う場合は不要であること。

3. 添付書類の省略について

- (1) 更新許可又は変更許可の申請であって、その内容に変更がないものに限り、次の書類の添付を省略しても差し支えないこと。
- ① 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（様式第2号）
 - ② 事務所及び事業所の付近の見取図及び位置図
 - ③ 使用予定の委託契約書の写し
 - ④ 排出事業者の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした発生工程表
 - ⑤ 廃棄物の性状を明らかにする書類
 - ⑥ 事業の用に供する施設の全景写真
 - ⑦ 事業の用に供する施設の断面図、構造図、設計計画書及び付近の見取図
 - ⑧ 事業の用に供する施設（保管施設を含む）の所有権を説明する書類
 - ⑨ 事業の用に供する施設（保管施設を含む）の立地する土地の不動産登記簿謄本
 - ⑩ （施設及び土地の所有権がない場合）借用契約書の写し、借用証明書
 - ⑪ （中間処理の場合）中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第4号）
 - ⑫ （中間処理の場合）搬出先の産業廃棄物処理業の許可の取得状況（様式第5号）
- (2) 申請の際、先行許可証（他の産業廃棄物処理業等の許可証であって、先行許可制度を使用して取得した許可証を除く。）の原本を提示することにより、役員、株主及び政令使用人等に関する住民票、身分証明書、後見登記事項証明書、商業登記簿謄本（法人株主の場合）の添付を省略することができること。

4. その他

- (1) 正本に添付する書類は、全て原本とする。
- (2) 以下の書類を添付する場合は、申請日以前3ヵ月以内に発行されたものを添付すること。
なお、役員と株主が重複する場合等については、原本の添付は1部で差し支えないこと。
- ア 商業登記簿謄本
イ 土地の登記簿謄本
ウ 納税証明書
エ 預貯金等の残高証明書
オ 資産に関する証明書
カ 住民票
キ 身分証明書
ク 後見登記事項証明書
- (3) 申請書一式は、A4版の大きさのファイルに綴ること。
- (4) 申請手数料については、申請受付時に交付する納入通知書により、銀行等の窓口で納付すること。

区 分	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業
新 規 許 可 申 請	100,000円	100,000円
更 新 許 可 申 請	94,000円	95,000円
事業範囲の変更許可申請	92,000円	95,000円